

法人に係る利子割(地方税)廃止に関するお知らせ

平成25年度税制改正により、平成28年1月から法人(権利能力なき社団・財団を含む)に係る利子割(貯金利息等から特別徴収する地方税5%)が廃止されます。

法人のお客様につきましては、平成28年1月1日以降にお支払いする貯金利息等から地方税の特別徴収を行いませんので、お知らせいたします。

なお、個人のお客様につきましては、変更ございません。

・ 税率

	廃止後(平成28年1月1日以降)	廃止前(平成27年12月31日まで)
国税	15.315%(※)	15.315%(※)
地方税	廃止	5%

(※)上記国税には、復興特別所得税(0.315%)が含まれます。平成25年1月1日から平成49年12月31日までは、復興特別所得税が課され、源泉徴収いたします。

(ご注意)

- ・ 今後の税制改正等により、内容が変更される場合があります。
- ・ 最新情報や詳細につきましては、財務省ホームページや国税庁ホームページ等でご確認ください。
- ・ 個別具体的なケースに係る税務上の取扱い等につきましては、税理士または最寄りの税務署にご確認ください。

以 上